

東京大学 法科大学院

紹介ガイダンス資料

2024年 7月 6日 (土)

第1部 入学試験について

募集要項に掲載されている内容は、変更となる可能性がありますので、ウェブサイトの情報を常に確認し、最新の情報を入手してください。

1. 入学者選抜に関する基本的な考え方

入学者選抜は、募集要項に記載の方法で行います。

選抜は、公平性・開放性・多様性に配慮して行いますので、本学法学部卒業者のみでなく、他学部・他大学の卒業生、理科系をはじめとする多様な勉学経験や社会人としての貴重な経験を持つ人など、様々なバックグラウンドを持つ学生が入学することを期待しています。

2. 法曹コース特別選抜枠について

2021年度実施の入学者選抜から、法学既修者の選抜に法曹コース特別選抜枠を導入しました。詳細については学生募集要項をご確認いただく必要がありますが、特にご理解いただきたい点について、説明いたします。

法曹コース特別選抜枠は、法学部の法曹コースに在籍しており、本年度に卒業（修了）見込みの方に限って出願可能です。また、東京大学法学部の法科大学院進学プログラムの修了見込みの方のうち、学業成績等が優秀で、本法科大学院の求める学生像に合致する方については、概ね50名を上限として、第2段階選抜を免除して、法曹コース特別選抜枠として合格とすることができます。第2段階選抜の免除を希望する方は、「希望する」を選択してください（他大学の法曹コースに在籍している方は、第2段階選抜の免除を申請することができません）。なお、第2段階選抜の免除を受けて法科大学院に入学した方は、法科大学院進学のための進学奨励金に応募することができます（概ね20名を上限とします）。

既修者の第2段階選抜では、入学願書、外国語の能力、学業成績、筆記試験の成績を総合的に審査して合否の判定を行います。法曹コース特別選抜枠については、とりわけ法曹コースの学業成績等を重視します。また、法曹コース特別選抜枠の志願者については、第2段階選抜を免除して合格とする場合を除き、既修者の一般の選抜方法（以下、「一般選抜枠」といいます）の対象としても合否を判定します。つまり、法曹コース特別選抜枠、一般選抜枠のそれぞれについて、合否の判定を行いますので、この枠を利用するからといって、一般選抜枠での合否判定に際して、不利益を受けることはありません。

法曹コース特別選抜枠に出願した方が、法曹コース特別選抜枠で合格とされたが、一般選抜枠では不合格となった場合、法科大学院に入学するためには、法曹コースの修了が必要になります。法学部を卒業できても、法曹コースを修了できなかった場合には、法曹コース特別選抜枠として法科大学院に入学することができませんので、十分にご注意ください（第2段階選抜を免除されて合格となった方も、一般選抜枠での合否判定を行っていませんので、同様に、法科大学院進学プログラムの修了が法科大学院入学の要件となります）。これに対して、法曹コース特別選抜枠に出願した方が、一般選抜枠で合格となった場合には、法科大学院入学のためには法曹コースを修了する必要はありません（一般選抜枠および法曹コース特別選抜枠の両方で合格とされた場合も同様です）。

3. 出願書類の作成において、ご注意いただきたい事項

出願書類の作成については、学生募集要項を熟読いただく必要がありますが、例年、問い合わせが多い点について説明いたします。

〔募集要項4頁・6(2)イウ〕

・成績証明書と卒業（見込）証明書が一体の文書となっている（成績証明書に卒業（見込）日の記載がある）場合は、当該文書1枚の提出で十分です。

[同4頁・6(2)エ]

- ・TOEIC のスコアを提出する場合、Total スコアが記載されている部分のみのコピーの貼付で結構です。サイズが合わない場合は、適宜、ご調整ください。

[学生募集要項補足説明8頁・出願書類の作成について・1⑤]

- ・就業しながら、大学・大学院等に在学している場合は、「現在の所属」欄に両者を記載してください。

4. その他入学に関する注意事項

入学後の休学は、東京大学の規則により、病気や経済的理由などやむをえない事由がある場合に限り認められます。入学したものの、勤務先の会社や官庁等を辞められず通学できないなどの事情は、休学を認める事由とはなりません。

第2部 東京大学法科大学院での勉学について

1. 法科大学院の目標

東京大学の法科大学院は、国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、国際的にも、また先端分野においても活躍できる高い水準の法律家を生み出すことを目標としています。単に司法試験に合格することを目指すのではなく、むしろ法実務の遂行や法律家のキャリアの発展において、東京大学の法科大学院での学修が血となり肉となって役立つような、長期的視野からの教育を行うことを目指しています。さらに、博士課程に進学し、日本の法学研究の将来を担う人材も育てます。

2. 東京大学法科大学院の法学教育の特色

東京大学の法科大学院における教育の特色は、次の3点にまとめられます。

第1は、「法律家としての基幹能力」の育成です。法制度を所与のものとして学生に吸収させるのではなく、制度の背後にまで立ち入って深く理解し対処できる理論的バックボーンを形成することを重視します。「法のパースペクティブ」や「現代法の基本問題」といった、これまでの学部教育や他の法科大学院には見られない基礎法学的な科目を重視しているのも、そのためです。これによって、法的問題を鋭く発見し、自分なりの発想で解決する創造的な能力を身につけることが可能になります。

第2は、「国際的問題への対応能力」の育成です。現代社会における様々な面での国際化に対応することは、現代の法律家にとって必須の能力であるといえます。こうした認識に立ち、多彩な国際関係法科目・外国法科目を提供しています。遠隔会議システムを用いて海外のロースクールと共同で国際契約交渉を実践する授業、コロンビア大学やミシガン大学など有力ロースクールとの教員交換プログラムに基づくアメリカのロースクール教授によるアメリカ法の各種授業、アメリカ法やEU法などを対象とし英語で集中的に授業を行うサマースクールなどが行われます。

第3は、「多様な人材」の育成です。一方で、現代のビジネスの最先端で活動できるだけの能力を持ったビジネス・ローヤーを育成することは、東京大学の法科大学院が特に力を入れている点です。専門的・先端的知識の提供とそれを応用する能力の育成のために、倒産法・知的財産法・国際私法・労働法・租税法・経済法などのビジネス・ロー科目を選択必修科目にしています。他方、市民の悩みを理解する市民生活ローヤーの育成にも力を注いでいます。家族法・労働法・社会保障法・消費者法・環境法や差別問題・少年非行など幅広い授業を提供して、社会に貢献しようという高い志を持った法律家の育成を目指します。

3. 法科大学院の組織

東京大学法科大学院は、東京大学大学院法学政治学研究科に属しています。本研究科には、総合法政専攻

と法曹養成専攻の2つの専攻が置かれており、法曹養成専攻が法科大学院に当たります。研究科全体の組織については、研究科ホームページをご覧ください (<https://www.j.u-tokyo.ac.jp>)。

4. 法科大学院の教員組織

教員及び担当科目一覧は法科大学院ホームページ(<https://www.j.u-tokyo.ac.jp/law/overview/>)をご覧ください。

5. 収容定員及び在籍者数

入学定員 230 名 (法学未修者 概ね 65 名、法学既修者 概ね 165 名)

入学者数・在籍者数 (在籍者数は 2024 年 5 月 1 日現在) に関するデータは次のとおりです。

		2022 年度	2023 年度	2024 年度
入学者		218 名	207 名	197 名
	(合格者数)	(234 名)	(240 名)	(244 名)
	法学未修者	57 名	53 名	58 名
	法学既修者	161 名	154 名	139 名
	他学部卒業 or 社会人経験がある者	45 名	42 名	40 名
在籍者 (入学者含む)	法学未修者	194 名	188 名	167 名
	法学既修者	291 名	313 名	268 名

6. 教育課程

(1) 授業科目の種類

法曹養成専攻では、約 100 科目の授業を開講しますが、これらは、以下の 6 つの科目群から成り立っています。

① 法律基本科目基礎科目 (公法系科目, 民事系科目, 刑事系科目)

1 年次 (未修者) に法学の基礎を身につけさせるための「基本科目」シリーズ 9 科目から構成されています。

② 法律基本科目応用科目 (公法系科目, 民事系科目, 刑事系科目)

2 年次・3 年次の学生を対象に、より高度で総合的な応用力を習得させるための授業を提供する「上級」シリーズ 9 科目及び「公法訴訟システム」「民事系判例研究」から構成されています。

③ 法律実務基礎科目

実務家教員と研究者教員との連携・共同の下に、実務の基本的な流れを理解させた上で、法律基本科目において修得した法理論が実務においてどのように運用されるのかを体得してもらうことにより、実務と理論の架橋を図ることをねらいとするものです。

④ 基礎法学・隣接科目

最先端の分野で生起する新たな法的諸課題に対応し、また、必要に応じて大胆な制度改革をも提言することのできる理論的なバックボーンをもった法曹となるために必要だと考えられる科目です。法を多面的・多角的に把握する能力の涵養をねらいとする「法のパースペクティブ」、および、法の根底にある思想・哲学と現代法の課題とを接合する「現代法の基本問題」という二つの必修科目のほか、視野の広い法曹の養成を目指した多様な科目が開設されています。

⑤ 展開・先端科目 (専門職大学院設置基準にいう選択科目に該当するもの)

⑥ 展開・先端科目 (専門職大学院設置基準にいう選択科目に該当しないもの)

専門的・先端的知識と応用能力を必要とするビジネス・ローの優れた実務法曹を育成するためのビジネス・ローの各科目や国際的法律問題を取り扱う科目をはじめ、先端的・応用的な科目が多数開設されています。

これらの科目は、配当年次・学期が定まっていますので、必修、選択必修、選択の別を踏まえつつ、各自の関心に応じて、計画的に履修することが必要となります。

(2) 授業科目および配当年次一覧（参考）

2024 年度授業科目表を参考にしてください。

なお、2023 年度以降、法科大学院 3 年次に在籍しており、同年度に法科大学院を修了見込みの方は、所定の科目の単位を取得している場合、在学中に司法試験を受験することが可能です。

(3) 修了要件

① 標準修業年限

標準修業年限は3年間です。

ただし、法学既修者として入学を認められた学生については、2年間での修了が可能です。

② 修了要件

法曹養成専攻を修了して「法務博士（専門職）」の学位を得るためには、修了に必要な単位数を修得しなければなりません。これに加え、法科大学院の制度趣旨から、学生は広い範囲にわたって確実な知識と能力を修得することが必要だと考えられますので、必修科目および選択必修科目を指定しています。

具体的には、以下のような要件を充たして必要な単位数を修得することが修了の要件となります。

(i) 修了に必要な単位数

修了に必要な単位数は93単位です。ただし、法学既修者として入学を認められた者は、1年次の必修科目のうち法曹養成専攻教育会議が指定する30単位について修得済みとみなされます。したがって、入学後修得が要求される単位数は、それぞれ以下のとおりとなります。

① 法学未修者として入学を認められた者 93 単位

② 法学既修者として入学を認められた者 63 単位

(ii) 必修科目・選択必修科目とその単位数

必修科目 66 単位

（ただし、法学既修者として入学を認められた者については、1年次の必修科目のうち法曹養成専攻教育会議が指定する30単位 — 具体的には、基本科目憲法、基本科目行政法、基本科目民法1、基本科目民法2、基本科目民法3、基本科目商法、基本科目民事訴訟法、基本科目刑法、基本科目刑事訴訟法の単位—を修得済みとみなします。）

なお、上級商法1、上級商法2、法のパースペクティブ、現代法の基本問題は、それぞれの科目群の中から1科目を選択して履修することになります。

選択必修科目 (i) 倒産法、知的財産法、国際私法、労働法、租税法、経済法、環境法、国際法のうちより4単位以上

(ii) 民事模擬裁判、刑事模擬裁判、民事弁護研究、民事事実認定論、法律相談クリニック、国際契約交渉、法と交渉、倒産処理研究、リサーチペーパーのうちより2単位以上

(iii) 国際法、国際人権法、国際経済法、国際租税法のうちより2単位以上

（ただし、入学前に国際法科目を未履修の者は、国際法を履修することを強くおすすめします。）

(iv) 展開・先端科目（倒産法、知的財産法、国際私法、労働法、租税法、経済法、環境

法、国際法、国際租税法、国際経済法、国際人権法、財政法、地方自治法、情報法、立法学、消費者法、信託法、社会保障法、裁判外紛争処理法、民事執行・保全法、金融商品取引法、会社労使関係法、租税と諸法、ビジネスプランニング、国際取引法、金融取引課税法、医事法、刑事政策、少年非行と法、経済刑法、国際民事訴訟法、資本市場と公共政策、国際商事仲裁、グローバル・ビジネスロー・サマープログラム、英語で学ぶ法と実務1、英語で学ぶ法と実務2、研究論文) から12単位以上

(4) 授業科目の履修

① 進級制

厳格で客観的な成績評価がなされることを前提として、十分な学修の成果を挙げていない学生については、次の年次に進級し、そこで履修すべき科目を受講することを認めない、いわゆる進級制限の制度を設けています。

各年次において必ず履修しなければならないものとされている必修科目の総単位数の3分の2以上(1年次20単位以上、2年次20単位以上)を修得しない場合、または次に定める方法で算出したGPAが1.8未満である場合は、次の年次に進級することはできません。

【GPAの算出方法】

算出対象の科目は各年次における必修科目(未受験も含む)とする。A+は4.5点、Aは4点、Bは3点、C+は2点、C-は1.5点、Fは0点に換算する。なお、未受験の科目は0点に換算する。

$$GPA = \{ (A+ \text{評価の単位数} \times 4.5) + (A \text{評価の単位数} \times 4) + (B \text{評価の単位数} \times 3) + (C+ \text{評価の単位数} \times 2) + (C- \text{評価の単位数} \times 1.5) + (F \text{評価の単位数} \times 0) \} \div \text{必修科目の総単位数}$$

1年次の学生は、2年次に進級するためには、法科大学院協会と日弁連法務研究財団が実施する、当該年度の共通到達度確認試験を受験しなければならず、その結果も進級判定において考慮されます。

進級することができなかった学生については、その年次の履修単位はすべて無効となります。したがって、次の年度にもう一度、その学年で履修すべきすべての科目を履修し直し、単位を修得しなければならなくなります。また、2年連続して進級することのできなかった学生は、学業達成の見込みのない者として、在籍資格を失うこととなります。

② 履修上限

履修する個々の授業科目について十分な学習が行われることを確保するため、各年次について、履修登録可能な授業科目数(単位数)の制限を設けています。

1年次：34単位 2年次：36単位【又は42単位】* 3年次：44単位

* 研究科が認める場合、42単位が履修上限となります。

(5) 教育方法

法科大学院の授業は、原則として、双方向的な形で行われます。そこでは、学生の主体的・能動的な取り組みが期待されています。そのためには、授業時間以外での十分な学習、とりわけ予習が不可欠です。そして、授業での学習をふまえて、その成果を十分身につけるには、復習も欠かせません。

一週間の限られた時間の中でこれらを計画的に、かつ集中して行うことが必要となります。

また、必修科目は、原則として約60名(1年次は約35名)のクラス制で行われます。

(6) 成績の評価

学生の成績をどう評価するかは、基本的には、授業への出欠や授業での質疑への応答、レポート等の提出が求められる場合にはそのレポート等の評価などの平常点と、学期末の筆記試験によって判定されます。ただし、授業科目や担当教員によっては、レポート等の提出をもって筆記試験に代えることもあります。

「プロセスとしての教育」を理念とする法科大学院においては、授業への出席は必須のことですから、欠席が度重なり、履修の実体を欠くと認められる場合には、当該科目の単位の修得が認められません。

授業の開始に先だって、各授業を担当する教員は、その授業について筆記試験を実施するか否かや、成績評価に当たってどのような要素をどの程度考慮するかについて、シラバス等で公示することになっています。成績は、A+、A、B、C+、C-およびFの6段階で示されます。C-以上が合格で、Fは不合格となります。ただし、グループで行動することを内容とするなど授業の性格によっては、合格・不合格の2段階で評価することもあります。A+は受験した者の総数の概ね5%、AはA+と合わせて総数の概ね30%というのが基準です。ただし、受講生が15名以内の授業には、この基準は適用されません。

成績について、C+、C-又はFの評価を受けた学生は担当教員に対して書面で説明を求めることができます。

所定の基準により修了時の成績優秀者を表彰します。成績優秀者として表彰されたことは、成績証明書に記載されます。

(7) 授業評価

各授業について、履修した学生による授業評価を行い、教員の授業の改善に生かしています。

法科大学院では、教育方法助言委員会を設置して、授業評価や教員相互の授業参観等に基づく教育方法の改善に努めています。

(8) 総合法政専攻博士課程への進学

法学の研究を志す学生に対しては、法科大学院修了後、本研究科の総合法政専攻博士課程へ進学する途があります。法科大学院でも研究論文又はリサーチペーパーを指導教員の指導を受けて執筆し、これらを一定の要件のもとで進学に際しての審査対象とすることができます。

7. 学習環境

(1) 教室・学生自習室等

法科大学院の授業は、主として、東京大学本郷キャンパス正門横の法学政治学系総合教育棟で行われます。さらに、以下の施設・設備等を利用できます。

- ・法4号館に指定席制の個席が在学者全員に用意されています。
※現時点では、個席の指定は希望制としています
- ・法4号館2階自習室で、法科大学院学生専用データベースを利用することができます。
- ・法3号館図書室および東京大学総合図書館を利用することができます。

(2) 学習支援体制

法科大学院学生が学習を進める過程では、さまざまな困難に出会うことも考えられます。そのようなときに、各自が抱える学習上の問題の解決に役立てるために次のような相談体制が取られています。

① 法科大学院教育支援室

法学政治学系総合教育棟2階の202号室に法科大学院教育支援室が置かれており、法科大学院学生の学習上の相談の橋渡しを行っています。このほか、法科大学院教育支援室には事務スタッフが勤務しており、授業での補助教材の配付なども合わせて担当しています。

学籍、科目履修、定期試験および単位取得状況等の教務に関する質問は、法文1号館2階にある大学

院チームの窓口でお尋ねください。

② 学習相談室

学習相談室は、法学部・大学院出身の学習相談員と心理カウンセラーが互いに協力し、法学部学生の学習面の相談から将来の進路や日常生活上の悩みまで、幅広く相談に応じようとするものです。

法科大学院学生については、心理的な悩みに関する相談のみ受け付けています。学習に関する相談は、上記教育支援室の方までお問い合わせください。

学習相談室について、詳しくは、学習相談室のホームページを参照してください。

<https://www.j.u-tokyo.ac.jp/adviser/about/>

③ クラス顧問

1年次および2年次には、年度初めにクラス編成がなされ、それぞれのクラスには、クラス顧問の教員が配置されます。

8. 学費及び奨学金等の学生支援制度

(1) 入学料及び授業料（2024年度入学者）

① 入学料 282,000円

② 授業料 前期分 402,000円（年額 804,000円）

（注）上記納付金額は、今年度の金額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用されます。なお、法学未修者として入学した場合、2年次に進級するためには共通到達度確認試験の受験が必要になりますが、入学後に同試験を受験する際に、受験料（10,000円〔予定額〕）の負担を求める可能性があります。

(2) 入学料・授業料免除

2023年度データ

入学料 全額免除：1名、半額免除：9名

前期授業料 全額免除：53名、半額免除：0名

後期授業料 全額免除：54名、半額免除：0名

(3) 奨学金

(ア) 東京大学法科大学院奨学金制度

法律事務所による基金拠出に基づく奨学金制度があります。給与制で、月額8万円です（2024年度現在）。受給奨学生は、計25名です（2023年度）。

(イ) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度

2023年度の受給者は、第1種（無利子）が100名、第2種（有利子）が38名です。

以上、奨学関係、入学料・授業料免除の詳細については、奨学厚生課まで、お問い合わせください。

◎ 奨学チーム …………… ☎03-5841-2536

◎ 授業料等免除チーム …………… ☎03-5841-2547

(4) ローン

本法科大学院が提携している金融機関による法科大学院学生本人に対するローンがあります。法律家となった後に返還していくものです。